資料10-2

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年4月1日

公立大学法人大阪府立大学　理事長　辻　洋

公立大学法人大阪府立大学規程第26号

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現　行 |
| （賞与）  第6条 （略）  2　賞与の額は、賞与基礎額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の教職員給与規程第25条第2項の表に掲げる在職期間の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額とする。  3　～ 5　　（略）  附　則 | （賞与）  第6条 （略）  2　賞与の額は、賞与基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の教職員給与規程第25条第2項の表に掲げる在職期間の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額とする。  3　～ 5　　（略）  附　則 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| 1　　（略） | 1　　（略） |
| 2　　（略） | 2　　（略） |
| （報酬の特例） | （報酬の特例） |
| 3　第6条の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成31年3月31日までの間における基準日に係る常勤の役員の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。 | 3　第6条の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成30年3月31日までの間における基準日に係る常勤の役員の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| 1　　（略） | 1　　（略） |
| 2　常勤の役員の給料の月額は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間において、公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程（平成17年公立大学法人大阪府立大学規程第4号。以下「報酬規程」という。）第4条の規定及び公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程等の一部を改正する規程（平成18年公立大学法人大阪府立大学規程第10号）第2条附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の3.5に相当する額から100分の12に相当する額までの範囲内で理事長が定める額を減じた額とする。 | 2　常勤の役員の給料の月額は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間において、公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程（平成17年公立大学法人大阪府立大学規程第4号。以下「報酬規程」という。）第4条の規定及び公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程等の一部を改正する規程（平成18年公立大学法人大阪府立大学規程第10号）第2条附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の3.5に相当する額から100分の12に相当する額までの範囲内で理事長が定める額を減じた額とする。 |
|  |  |
|  |  |

附　則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。